

第6章 生徒指導の進め方 II 個別の課題を抱える児童生徒への指導 第11節 家出(生徒指導提要P185~P187)

1 家出は非行の始まり

一般に、家出とは、正当な理由がなく、生活の本拠を離れ、帰宅しない行為をいいます。家出そのものは犯罪ではありませんが、犯罪、薬物乱用、性非行、自殺などに結び付きやすく、様々な犯罪の被害に遭いやすいなど、健全育成上の問題を含んでおり、「少年警察活動規則」などでいう不良行為に当たり、補導の対象となります。

また、「プチ家出」と呼ばれる家出は、夜遊びや友達の家に泊まるなどして、数日間で自宅に戻ってくることや、携帯電話などで連絡がつくため、保護者も軽く考えて真剣に探さないなどの傾向も見られますが、家出が繰り返され長期化するなどエスカレートし、非行に走り、福祉犯罪の被害に遭う危険性も高いものと考えする必要があります。

なお、警察が発見し、保護した家出少年の内訳は、男女の割合では女子がやや多く、また学職別では、中学生が最も多くなっています。

2 家出の原因・背景

警察が家出人捜索願を受理した家出少年を原因別に分類すると、家庭関係が最も多く、次いで学業関係となっており、家庭や学校から逃れようとする逃避傾向が見られます。

家庭関係については、保護者の保護・監督の態度、家庭内の不和、家族の異動や疾病なども原因になっており、これに児童生徒に対する叱責、非難、本人の失敗や他者からの誘惑などが直接のきっかけとなることもあります。特に女子は、家庭で愛情や温もりを感じられないなどの愛情飢餓から家出をする傾向があるとの指摘もあります。

また、学業関係では、学校ぎらいや友人関係のもつれ、仲間はずれなどが他の要因と相まって家出に結び付く例も報告されています。なお、異性関係を原因とする家出は、女子が約8割を占めています。

3 家出を防ぐ指導の在り方

(1) 日常的な取組

学校では、児童生徒一人一人の個性を尊重し、人間味のある温かい指導を行うと同時に、学習のつまずきを取り除く工夫が大切です。家出に結び付きやすい自由独立への欲求が強い児童生徒に対しては、指示的な態度から自発性を認める態度へ指導を切り替えていくことも必要です。また、日頃から児童生徒理解を深め、健全な生活態度や強い意思を養う指導の工夫が必要です。

プチ家出については、軽視することなく、児童生徒が発する重要なサインであることを、保護者も含め共通に認識し、学校、家庭が一体となって対応することが必要です。

また、怠学や生活習慣の乱れが家出につながることもあるので、出欠状況、学習態度、健康状態、家庭環境等についての把握に努めるとともに、児童生徒が、保護者からの過剰な期待や兄弟姉妹との軽率な比較などの心理的な圧力を受けていないか、家庭生活について保護者と一緒に考える必要があります。

(2) 長期にわたって欠席している児童生徒への対応

児童生徒に会うことができないなど状況把握が困難な場合は、家出の可能性も考慮し、生徒指導担当教員、スクールソーシャルワーカー、相談員等が継続的に家庭訪問を行うなど、学校として組織的な対応を行うとともに、地域の民生・児童委員、児童相談所、警察署、少年補導センターなどの関係機関の協力を得て状況把握に努める必要があります。

また、継続的な連絡や家庭訪問などによりかわりを持ち続け、保護者との信頼関係を築き、保護者からの情報提供し易い状況をつくることも、早期の状況把握につながります。

(3) 家出した児童生徒に対するケア

児童生徒の家出が発生し学校が認知した場合には、発達の段階や事件性などを判断して、警察への相談や捜索願を提出するなど、早期対応が求められます。

また、家出をして戻った児童生徒に対しては、家出はいけないことをしっかりと指導しつつも、児童生徒の置かれていた心理的な状況についての理解に努め、教員との信頼関係や児童生徒相互の人間関係を深めるよう工夫するとともに、自己の存在を実感でき、安心して通える「心の居場所」としての学校づくりを進めることが、家出を防ぐことにつながります。

※生徒指導提要は、平成22年3月に文部科学省から発行され、各学校に配布されています。